

○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(買付け等の通知書の記載事項等)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 令第十四条の三の三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。第二十四条第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔5～8 略〕</p> <p>(通知の方法)</p> <p>第二十四条 「略」</p> <p>2 公開買付者は、前項の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者及び当該上場株券等の売付け等を行おうとする者（以下この条において</p>	<p>(買付け等の通知書の記載事項等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに通知書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔5～8 同上〕</p> <p>(通知の方法)</p> <p>第二十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>

<p>「公開買付申込者等」という。）の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書面の交付をしたものとみなす。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 略</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔3〕6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	